

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

(市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則(平成6年3月規則第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、 <u>前条第9項</u> の規定により設ける二輪車に係る駐車施設にあっては、駐車用の供する部分の規格を1台につき幅が0.8メートル以上及び奥行きが2.0メートル以上	3 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、 <u>前条第8項</u> の規定により設ける二輪車に係る駐車施設にあっては、駐車用の供する部分の規格を1台につき幅が0.8メートル以上及び奥行きが2.0メートル以上

(そのうちの10分の2以上の駐車施設にあっては、幅が1.0メートル以上及び奥行きが2.3メートル以上)のものとする。

4 [略]

(許可申請等)

第9条 条例第18条第1項ただし書、条例第18条の5第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第18条の6第1項ただし書、条例第19条の3、条例第19条の4第3項第3号から第5号まで、条例第19条の5第4項第3号、条例第22条第1項ただし書、条例第23条第4項、条例第24条第2項若しくは第3項第2号、条例第27条第6項又は条例第32条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書に、それぞれ次に掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2 市長は、前項の許可申請書を受理した場合において、同項の許可をしたときは様式第6号による許可通知書により、同項の許可をしないとき

(そのうちの10分の2以上の駐車施設にあっては、幅が1.0メートル以上及び奥行きが2.3メートル以上)のものとする。

4 [略]

(許可申請等)

第9条 条例第18条第1項ただし書、条例第22条第1項ただし書又は条例第32条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書に、それぞれ次に掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2 市長は、前項の許可申請書を受理した場合において、同項の許可をしたときは様式第6号による許可通知書により、同項の許可をしないとき

は様式第7号による不許可通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(認定申請等)

第9条の2 条例第18条の3第2

項の規定により認定を受けようとする者は、様式第5号の2による認定申請書に、それぞれ前条第1項第1号から第8号までに掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、前条第1項第1号から第8号までの規定中「許可」とあるのは「認定」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の認定申請書を受理した場合に準用する。この場合において、様式第6号及び様式第7号中「許可」とあるのは「認定」と読み替えるものとする。

は様式第7号による不許可通知書により、当該申請書に通知するものとする。

様式第5号の次に様式第5号の2を次のように加える。

様式第5号の2（第9条の2関係）

認 定 申 請 書					
神戸市長 宛					年 月 日
住所 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)					
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 条第 項の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。					
1 建築主の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)等		(電話番号 — —)			
2 代理人の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)等		()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 (電話番号 — —)			
3 設計者の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)等		()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 (電話番号 — —)			
4 建築物の敷地	(1) 所在及び地番	神戸市 区			
	(2) 用途地域	(4) 高度地区	第 種高度地区		
	(3) 防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし	(5) そ の 他		
5 主 要 用 途			6 工 事 の 種 別		新築 増築 改築 移転 用途変更
		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	14 事業内容
7 敷 地 面 積					
8 建 築 面 積					
9 延 べ 面 積		()	()	()	
10 築 造 面 積					15 その他
11 高 さ					
12 構 造					
13 階 数					
16 敷地の周囲の環境					
17 認定を受けようとする具体的事項(具体的数値)					
※ 条 件					
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄			※ 認 定 番 号 欄
年 月 日					
第 号					
係員氏名					
備考					
1 ※の欄は、記入しないでください。					
2 4(3)の欄及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。					
3 9の欄の()内には、自動車車庫等の施設の用途に供する部分及び地階で住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。					
4 14の欄から17の欄までの欄は、認定の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。					

(都市計画法施行細則の一部改正)

第2条 神戸市都市計画法施行細則(昭和45年12月規則第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除申請) 第14条 [略] 2 市長は、前項の申請があつた場合において許可又は不許可の処分を決定したときは、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除許可通知書又は建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除不許可通知書により <u>申請者</u> に通知するものとする。	(建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除申請) 第14条 [略] 2 市長は、前項の申請があつた場合において許可又は不許可の処分を決定したときは、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除許可通知書又は建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除不許可通知書により <u>申請書</u> に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。